



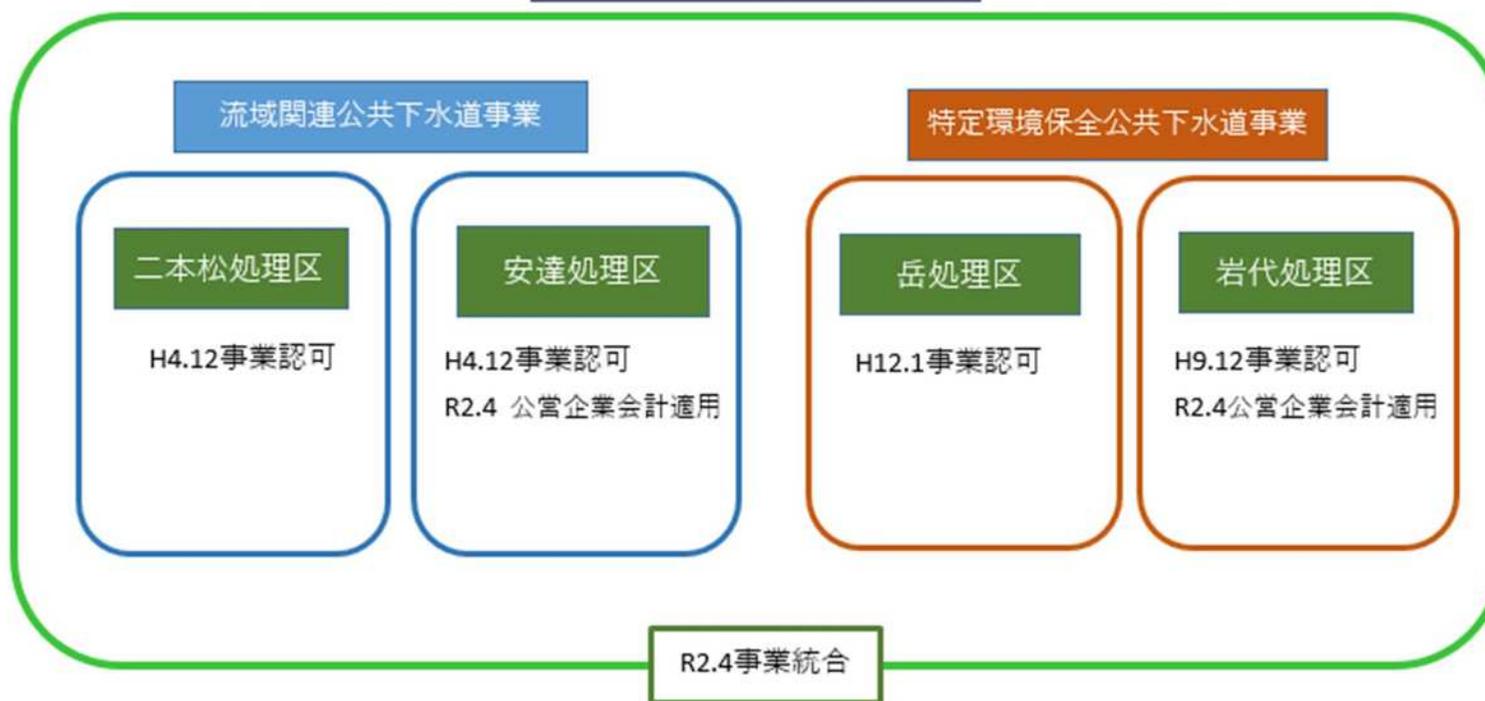
諮 問

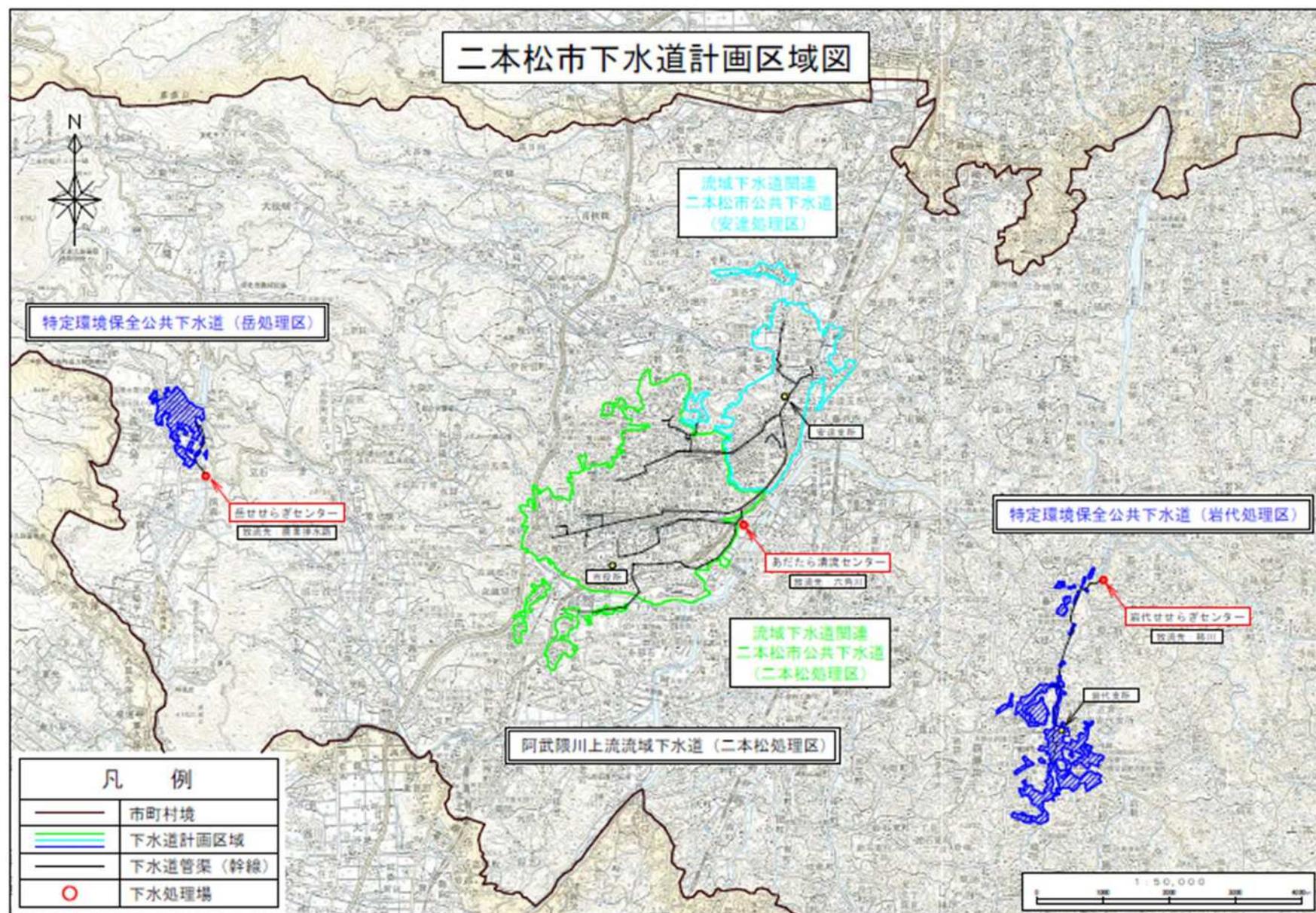
下水道使用料の改定について

令和4年11月22日 二本松市公共下水道審議会

二本松市下水道事業の概況

二本松市下水道事業





下水道使用料統一に係る現在までの経緯

▶ 合併協定項目

- (1) 会計については、流域関連公共下水道、特定環境保全公共下水道とも現行の各会計のとおり新市に引き継ぐ。
- (2) 全体事業計画については、阿武隈川あだたら流域下水道、特定環境保全公共下水道とも現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (3) 流域関連公共下水道の使用料金については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後3年以内に新たな料金体系に統一する。特定環境公共下水道の使用料金については、当面現行のとおりとする。
- (4) ～(8) 略

▶ 消費税率変更による料金改定

- (1) 平成26年4月 消費税率が8%に改定
- (2) 令和元年10月 消費税率が10%に改定

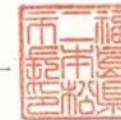
諮問事項

「下水道使用料の改定について」

4 上 第 4 0 6 号
令和 4 年 1 1 月 4 日

二本松市公共下水道審議会
会長 菅野 恒雄 様

二本松市長 三 保 恵 一



下水道使用料の改定について（諮問）

二本松市公共下水道審議会条例第 1 条の規定に基づき、下記事項について諮問いたしますので、貴審議会の意見を求めます。

記

<諮問事項>

1. 「下水道使用料の改定」について

下水道事業の現状、 課題等について

資料



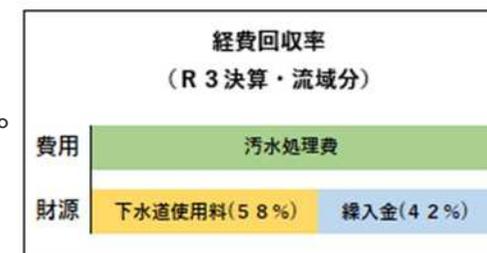
下水道使用料改定及び統一の必要性

下水道事業は、使用料で汚水処理費用をまかなうことで成り立っています

- ▶ 二本松市の公共下水道事業は、使用者が特定されていることから、経営に伴う使用料収入で汚水処理費用をまかない事業を運営する企業会計制度を採用しています。
- ▶ 汚水処理に係る費用は、その一部を一般会計が負担又は補助することが認められているもののほか、原則として使用料で全額を負担することになっています。

しかし、現状においては使用料だけでは費用をまかなえていません

- ▶ 現在の使用料収入でまかなっている汚水処理費用は約58%です。
- ▶ 不足する残りの42%は、一般会計からの繰入金等(税金)で補っています。



下水道使用料改定及び統一の必要性

- ▶ 合併後17年が経過する中、下水道使用料の負担の公平性を欠いている状況を是正する必要がある。
- ▶ 将来にわたり、公共用水域の水質汚濁防止と生活環境の改善を図る下水道事業として継続していくためにも、接続人口の減少に対応した使用料設定を行う必要がある。
- ▶ 今後の施設老朽化等に伴う更新費用を確保する必要がある。



使用料の統一及び適正な使用料水準の確保が必要

今後の日程

第1回審議会 R4/7/12

委嘱状交付

第2回審議会 R4/10/7

下水道施設現地視察

第3回審議会 R4/11/22

諮問「下水道使用料の改定について」

第4回審議会 ※次回

審議「課題と料金改定の必要性」

以降の審議会（案）

下水道使用料体系の統一案

下水道使用料改定の素案

答申書案